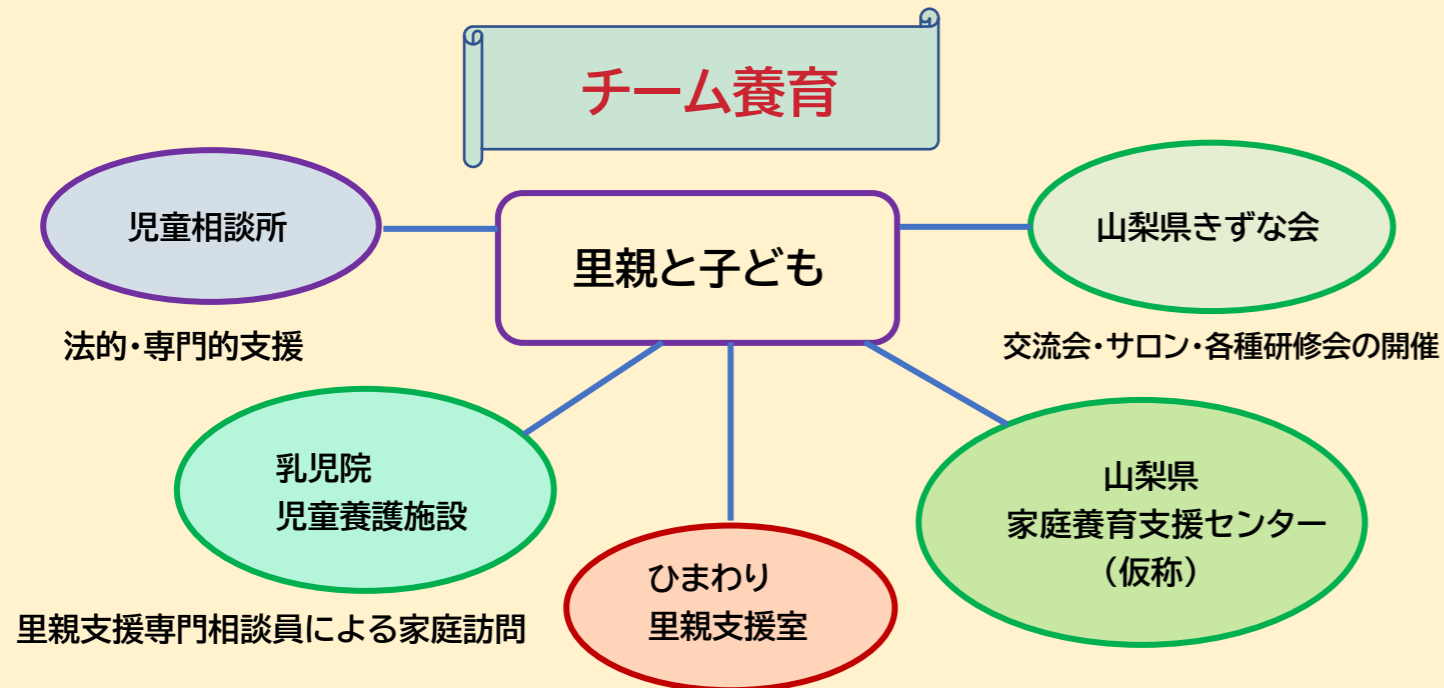


里親をサポートする機関



里親さんへの応援 具体例

- ・困った時には 一人で悩まない
相談してみよう (訪問・電話・面接・SNS など)
交流会・サロンへ (情報交換やおしゃべりなど)
- ・必要なものがない
物品の貸出しを利用しよう (チャイルドシート・ベッド・衣類など)
- ・緊急な対応が必要
養育者が急におでかけ (レスパイト等 制度の利用など)

里親になってよかったこと

不妊治療を行ってきましたが、成果を得られず、子どもとの生活をあきらめようとしたとき里親制度を教えてくださいました。

早速、児童相談所に相談に行きました。登録前研修や決められた手続きを終え、知事さんから里親登録証をいただきました。

登録後不安もあったので乳児院ひまわりで未委託研修を受け、しばらくして児童相談所から連絡があり、乳児院ひまわりで子どもと顔合わせをしました。マッチングもスムーズにいき子育ては未経験でしたが家族が増えて、子どもの成長に一喜一憂しながら日々幸せを実感しています。

社会福祉法人 子育て・発達の里
乳児院 ひまわり 里親支援室
住所 400-0123 甲斐市島上条1441番地
TEL 055-277-3093
055-287-8087

子どもと

共に暮らす

里親になりませんか



A Wonderful life



養育里親

子どもと生活を共にして成長を見守ります。期間は数日から数か月、数年になることもあります。

専門里親

特別な研修を受け、専門的なケアが必要とされる子どもの養育をする里親です。

里親とは

さまざまな事情により、家族と暮らすことのできない子どもたちを、家庭に迎えて養育する人のことをいいます。



養子縁組里親

養子縁組を前提とした里親です。一定の養育期間を経て、家庭裁判所に申請することができます。

親族里親

3親等以内の親族の子どもが養育できなくなったときの里親です。祖父母などが対象となります。

～養子縁組との違い～

里親による養育は、児童相談所の委託措置によって成り立ちます。関係機関と共に里親養育が行われます。養子縁組については、普通養子縁組と特別養子縁組があり、家庭裁判所によって決定されます。

里親の要件

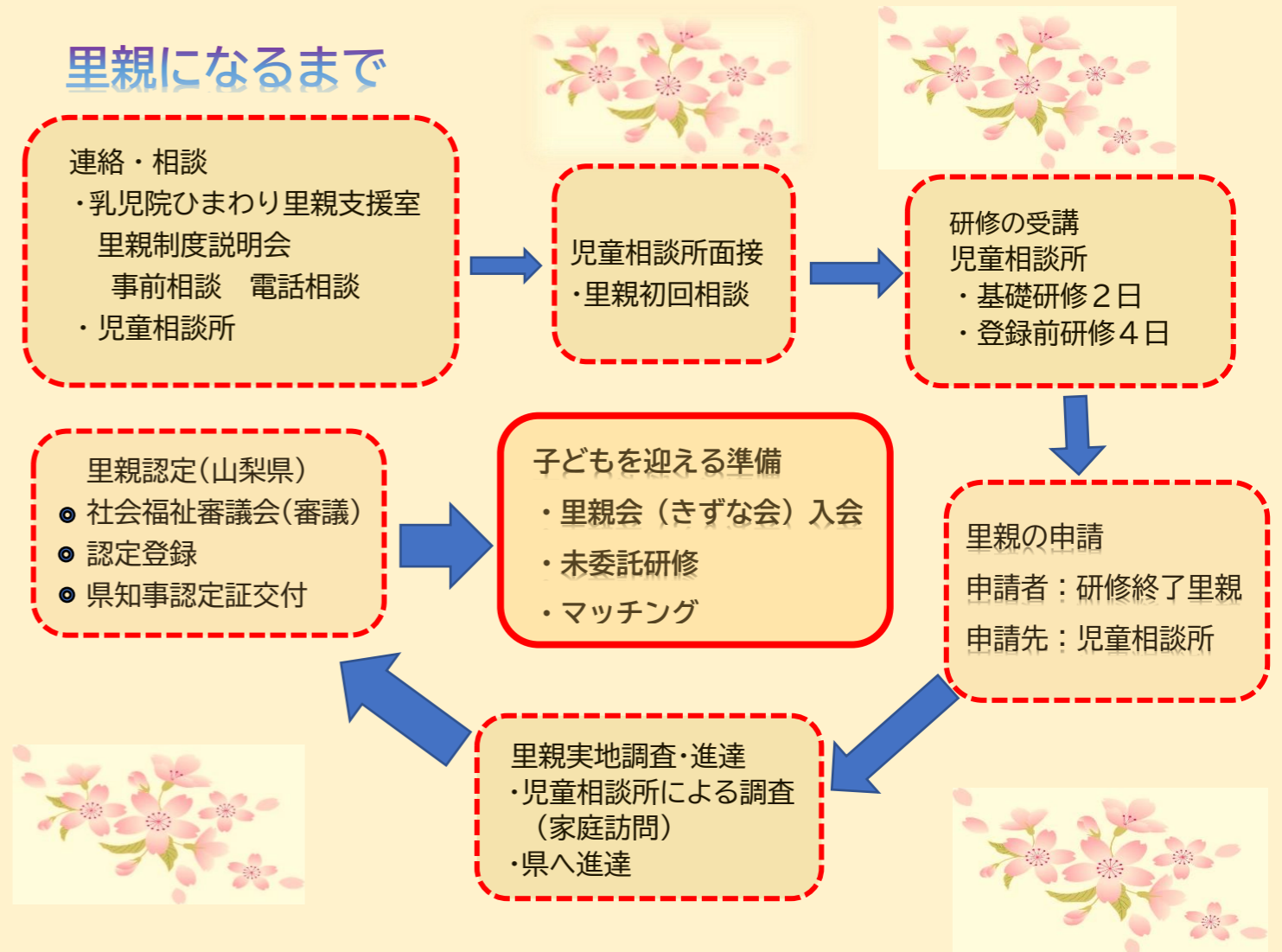
- 子どもの養育について理解と熱意と愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと(親族である場合を除く)
- 里親研修を修了していること(親族里親を除く)
- 里親を希望する人およびその同居人が欠格事由(*)に該当しないこと

※その他、心身ともに健全であることも大切です

* 里親の欠格事由とは(児童福祉法34条20)

里親希望者本人やその同居人が、児童虐待を行った者や児童買春・児童ポルノ禁止法等で罰金刑以上の罪で服役・執行猶予中、あるいは禁錮刑以上の罪で服役・執行猶予中でないこと。

里親になるまで



里親の研修

里親を希望し、いくつかの課題を乗り越えて里親として認定がされると、子どもを迎え入れるための準備が必要になります。里親として、子育て経験がある人もない人も、改めて子どもと暮らすことへの覚悟と物心の準備が必要となります。「子育て・発達の里 乳児院ひまわり」では、里親会と共同で研修を行い、早く子どもを委託されるように応援します。

里親支援

児童相談所からの連絡で受け入れを決断したら準備をします。乳児院ひまわりではマッチングの支援を行っています。また、子どもを迎え入れた後は日々の関わりが大切になりますので、里親家庭をサポートしていきます。

当事者支援

(山梨県きずな会)

里親のニーズに沿った研修会を行い、里親としての養育知識・技能等の向上や、交流事業、広報活動などの事業を企画し、寄り添った支援を行います。